

令和7年度 第1回

稲城市住所整理審議会

令和7年8月7日(木)

令和7年度第1回
稲城市住所整理審議会会議録

日 時：	令和7年8月7日（木） 午前10時00分～午前11時00分
場 所：	マサヤビル 2階 稲城市役所マサヤビル会議室

出席者	1番 永吉 申二	6番 増田 幸雄
	7番 松本 暢子	8番 檜野 泰巳
	9番 石黒 和彦	10番 吉田 啓一
	12番 宮坂 幸仁	13番 原田 和彦
	14番 高橋 幸雄	15番 長坂 賢克

事務局	都市建設部長	小澤 一浩
	まちづくり再生課長	平泉 征大
	住所整理・団地再生係長	平林 雄樹
	住所整理・団地再生係主事	小出 珠夕

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 住所整理事業と審議会制度について
- 3 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理に関する検討結果について
- 4 諮問「町区域の新設について」

まちづくり再生課長 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
ただいまより、令和7年度第1回稲城市住所整理審議会を開催いたします。
会議を進行させていただきます、まちづくり再生課長の平泉です。よろしくお願い
いたします。
それでは、開会に先立ちまして、都市建設部長の小澤より、一言ご挨拶を申し上げます。

都市建設部長 都市建設部長の小澤でございます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、またお暑い中、本審議会にご出席を賜
りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より稲城市のまちづくりにご理解、
ご協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。
さて、本日は新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、少しお話をさせて
いただきます。
当市におきましては、わかりにくくなった住所を整理する「住所整理事業」を進め
ております。昨年の審議会におきましてご審議いただきました、坂浜一・二丁目地区
の住所整理は、稲城市で初となります住居表示制度による住所整理であり、令和8年
度の実施を予定しております。
本日諮問させていただきます、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区でございます
が、平成18年より稲城南山東部土地区画整理事業による都市基盤整備を進めている区
域を含めた、京王線より南側の地区となります。同地区では、「TOKYO GIANT
S TOWN」の整備が進んでおり、その中核施設となる「ジャイアンツタウン ス
タジアム」が本年3月にオープンするなど、土地区画整理事業の終盤の時期を迎えて
いるところでございます。
このような新しいまちづくりに併せた住所整理につきまして、地域にお住いの方等
による住所整理地区市民検討会において検討を重ねてまいりました結果、一定の方針
がまとまり、市長へご報告をした次第でございます。
本日は、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私か
らの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり再生課長 最初に、本日使用する資料ですが、事前に送付しておりました、「本日の次第、(参
考資料) 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理に関する検討結果について
(報告)」の2点、本日配布いたしました「稲城市住所整理審議会委員名簿、審議会
資料、諮問書(写)、別図(写)」の4点、計6点となっております。
審議会資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、一部修正が
ございましたため、本日改めて配布させていただきました。差替えをお願いいたしま
す。資料に、過不足がある場合はお声かけください。よろしいでしょうか。

それでは、「次第1 委嘱状交付」でございます。
委員の任期は2年間となりますが、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区を代表す
る原田委員、高橋委員、長坂委員は、同地区に係る事項の審議が終了するまでの期間
が任期となります。
委嘱状は、お時間の都合上、机上交付とさせていただきますので、ご了承いま
す。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局挨拶)

まちづくり再生課長 続きまして、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。
なお、3名の委員から本日欠席の連絡をいただいております。

(委 員 挨 拶)

まちづくり再生課長 続きます、本会の会長の選出でございますが、これまでに引き続き、松本委員にお願いしたいと考えております。
皆様いかがでしょうか。賛同いただける場合には、拍手をお願いいたします。

(拍 手)

まちづくり再生課長 ありがとうございます。
会長は、松本委員に決定いたしました。
それでは会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

会長 (松本委員) 私は、住宅や住宅地の問題を専門にしております。そのことで稲城の住宅地に関することや計画づくり等のお手伝いしてきた経緯がございます。
稲城南山東部土地区画整理事業は、東京都内では大規模な区画整理であり、地図に残る大事なことと思っております。
また、長い間、市民の方々が検討され、提案されたものなので、それを受け止めて役を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

まちづくり再生課長 次に、当審議会の公開等について、ご説明いたします。
当審議会は、「稲城市住所整理審議会運営要領」に基づき、公開とさせていただきます。また、議事録は、後日、市のWEBサイトにて公開させていただきますので、予めご了承ください。
本日、傍聴者はありません。
それでは、これから先の会議の進行につきましては、稲城市住所整理審議会条例第5条第2項により、会長が議長を務めることとなります。
それでは会長、よろしく申し上げます。

会長 (松本委員) 議題に入る前に定足数の確認をいたします。
本日は、委員13名のうち、10名にご出席いただいております。出席が半数を超えております。したがって、稲城市住所整理審議会条例第6条第2項により、会議は成立いたします。
それでは議事に入ります。
「次第2 住所整理事業と審議会制度について」事務局から説明をお願いします。

住所整理・団地再生係長 「次第2 住所整理事業と審議会制度について」説明いたします。
今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、「住所整理事業」と「審議会制度」について、改めて説明させていただきたいと思っております。

まず、「住所整理事業」についてです。
住所整理事業は、「稲城市住所整理基本方針」等に基づき進めていきます。
基本的な考え方といたしましては、現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定する、町の名称はなるべく現在の名称を使用し「〇丁目」を付ける等が挙げられますが、町の区域の検討の過程で、新町名を設定した方が合理的である場合や、地域の方の理解が得やすい場合には新しい町名にすることができます。
現在、稲城市では、地番を用いて住所を表しています。
地番を用いた住所は、一見するとわかりやすく感じますが、始めは順序よく並んでいる地番も、長年に渡る土地の売買や相続、土地の分合筆や、道路が入ることなどにより、順序がバラバラになってしまいます。
例えば、(資料スライド5)左図の10-2と10-3の土地を合筆する場合、現存する若い番号に吸収されるため、右図のように地番は10-2となり、10-3は欠番となります。
また、左図の10-4を分筆する場合、現存する枝番の追い番を付けるため、右図のよ

うに10-4、10-9、10-5と並ぶ形となってしまいます。

このように、年月を経て土地の形状が変化することで、住所はわかりにくくなってしまいます。

住所整理の手法といたしましては、地番ごと整理を行う「町界町名地番整理」と、住居ごとに番号を定める「住居表示」の大きく2つの手法がございます。

「〇丁目」という町名をつける、「親番地」もしくは「街区符号」をつける段階までは同じような流れとなります。

その後、「町界町名地番整理」では、枝番を振りなおして住所を整理していきます。

一方、「住居表示」では、建物ごとに住居番号を付して整理していきます。

稲城市では、地域の実情に応じて、「町界町名地番整理」か「住居表示」のいずれか適切な手法で住所整理を実施していくこととしております。

続きまして、「審議会制度」についてです。

稲城市では、(資料スライド7)に記載している手順により、住所整理を実施してまいります。

はじめに、対象地区の市民や関係団体等による住所整理地区市民検討会を設立し、町区域等について、住民アンケートの実施などを含め、詳細な検討をしてまいります。

次に、市長の諮問機関である稲城市住所整理審議会におきまして、住所整理地区市民検討会での検討結果や実施の方法等をご審議いただくこととなります。

その後は、手法により細かな部分は変わってまいります。市議会での議決を経て告示を行い、作業を実施して、最終的な住所変更を行う流れとなります。

「次第2. 住所整理事業と審議会制度」の説明は以上となります。

会長（松本委員）

ただいま、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

住所が分かりにくくなると、市民に直接的な不都合が生じるというよりは、警察や郵便、危機管理等の面において不都合が生じる可能性があるのではないかと思います。そうしたことに對し、今回、土地区画整理事業に併せ、住所整理事業を進めていくということです。

ご質問がなければ次に進みたいと思います。

(意 見 な し)

続きまして、「次第3 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理に関する検討結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

住所整理・団地再生係長

それでは、「次第3. 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理に関する検討結果について」ご説明いたします。

矢野口・東長沼・百村のそれぞれの一部で構成された地区において、稲城南山東部土地区画整理事業が進められています。

これに併せ、周辺地区を含めた住所整理について検討するため、令和3年10月に地域住民や事業者で構成する住所整理地区市民検討会を設立し、全15回の検討会を開催いたしました。

この15回の検討会を経てまとまった検討結果につきまして、令和7年2月13日に市長に報告を行いました。

検討の結果、項目ごとにまとまりました内容と検討経過について、それぞれ説明してまいります。

1点目は、「住所整理の方針」についてです。

「京王相模原線以南の矢野口、東長沼、百村の一部地域に新しい町の名称を設定する方針とします。」という内容でまとまりました。

経過といたしましては、住所整理地区市民検討会での検討を踏まえ、令和5年8月に「住所整理アンケート」を実施いたしました。対象は、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区にお住まいの方や土地・建物等をお持ちの方。内容は、「現在の町の名称」と「新しい町の名称」のいずれが望ましいか、また、「新しい町の名称」が望ましいとするのであれば、その区域はどこまでを含めるのがよいか、というものです。

結果といたしまして、「町の名称の設定」につきましては、「現在の町の名称」を希望する回答80件に対し、「新しい町の名称」を希望する回答431件となりましたため、この結果を参考として検討し、「新しい町の名称を設定する」方針といたしました。

また、「新設する町区域」につきましては、地区別に回答結果を集計し、「新しい町の名称」を希望する回答が上回った地区を基本とし、詳細については改めて検討していくことといたしました。地区別の集計結果は、(資料スライド12)のとおりです。アンケートの際に、お住まいの地区等をA～Fに分けてご回答いただいております。この地区別に分析集計を行っております。例えばA地区の場合、「現在の町の名称」を希望する回答12件に対し、「新しい町の名称」を希望する回答2件となります。このため、「A地区は現行町名」を希望しているのではないかという分析結果といたしました。こうして、黄緑色で着色しました範囲を「新設する町区域」の基本とし、その後、詳細な箇所について、検討を重ねてまいりました。

2点目は、「新設する町区域及び町区域の名称」についてです。

「新しい町の名称を『南山』とし、『一丁目』から『四丁目』の4の町区域とすることが適切と考えます。」という内容でまとまりました。

さきほどの「新設する町区域の基本範囲」を基に、(資料スライド14) A～Cの3か所につきまして、別途アンケートを実施し、住人の方々の意向を確認した上での詳細を調整いたしました。

Aの箇所は、土地区画整理事業の範囲内ではありますが、歴史的な神社があることから、「矢野口地区として残してほしい」という意見が寄せられました。この地区を対象に別途アンケートを実施しましたところ、「現在の町の名称」である「矢野口」を希望する意見が上回りましたため、「新設する町区域」から外すことといたしました。

Bの箇所は、分譲マンションが一棟建っており、管理組合の方々から、「居住者のなかで、新設する町区域に加わりたいという意見が多い」との意見がありましたことから、別途アンケートを実施しました。結果として、「新設する町区域」へ加わることを希望する回答が多かったことから、「新設する町区域」に含めることといたしました。

Cの箇所は、土地区画整理事業の境となる箇所で、開発道路を挟んで4軒の住宅等が並ぶ状況でございました。こちらも別途アンケートを実施し、回答に合わせて開発道路の南側の2軒を「新設する町区域」に含め、北側の2軒を「現在の町の名称」である百村に残すことといたしました。

町割りにつきましては、稲城市住所整理実施要領に定められております、「一つの町区域の規模は、20～40haを目安」とすることや、高低差のある地形、配置されている施設の性質等を考慮し検討いたしました。

町の境は、道路等の恒久的な施設に設定することが基本となりますが、(資料スライド15) D～Hの箇所につきましては、現地の状況を鑑みて調整を行いました。いずれも、高低差のある地形や施設の出入口の位置等に配慮した形です。

Dの箇所は、道路で区切ってしまうと、高低差のある緑地を挟んで、四丁目の飛び地ようになってしまいます。このため、この箇所は一丁目を含めることといたしました。

Eの箇所も同様に、北側を通る道路で区切ってしまうと、高低差のある緑地を挟んで二丁目の飛び地ようになってしまいます。日常生活も鑑みて緑地で区切り、一丁

目に含めることといたしました。

Fの箇所も、高低差と出入口に配慮した形となります。

Gの箇所は商業施設となりますが、出入口が北側の道路に面していること、南側の住宅地とは緑地を挟んで高低差が生じること等から、二丁目に含めることといたしました。

Hの箇所も、道路を挟んで向かい側と同じ高さになることに加え、緑地を挟んで北側とは高低差が生じますため、三丁目といたしました。

これらの調整の結果をまとめたものが、別図となります。

次に、新設する町区域の名称についてでございます。

令和6年4月に「新しい町の名称案の公募」を実施し、結果として541件、305案の回答がございました。

この公募結果を受けまして、住所整理地区市民検討会にて検討を行い、選択肢を10案に絞りました。

なお、10案は、南山（みなみやま）、梨ヶ丘（なしがおか）、サウスヒルズ（さうすひるず）、南ヶ丘（みなみがおか）、見晴台（みはらしだい）、空山（そらやま）、桜花台（おうかだい）、高嶺（たかね）、のぞみ台（のぞみだい）、たぬき山（たぬきやま）となりました。

この10案を選択肢として、令和6年9月に、稲城市在住・在勤・在学の方を対象に「新しい町の名称に関するアンケート」を実施いたしました。

結果として、818件の回答がありました。過半の回答が「南山」であったこと、すでに馴染みのある名称となっていることなどから、「新設する町区域」の名称は、「南山」とする方針といたしました。

3点目は、「住所整理の手法」です。

「町界町名地番整理が適切と考えます。」という内容となっております。

町界町名地番整理は、土地の番号である地番と住所を合わせて整理する方法となります。住所・地番・本籍で同じ番号を使用するため、土地の形が整理された地域におきましては、わかりやすい住所整理の手法となります。

今回、住所整理を予定します区域は、多くの部分が稲城南山東部土地区画整理事業区域、もしくは、以前に稲城第一区画整理事業を実施した区域にあたり、土地の形が整理された状態となります。このため、地番に合わせて住所を整理する、町界町名地番整理が適切であると考えます。

4点目は、「実施時期」についてです。

「稲城南山東部土地区画整理事業の換地処分に併せて実施することが適切と考えます。」という内容となります。

土地区画整理事業の換地処分の際には、いずれにせよ、地番を振り直すこととなります。換地処分と別のタイミングで改めて住所整理を実施しますと、該当区域の方々には、2回、住所変更手続きを行う必要が生じてしまいます。

このため、換地処分のタイミングに併せて住所整理を実施することにより、1回の住所変更手続きで、わかりやすい住所に変更することが適切と考えてございます。

5点目の「その他」につきましては、内容が2つございます。

1つは、街区表示板等の色彩についてです。「街区表示板、町名板及び住居番号表示板の色彩は、文字、数字、その他の色を明度8以上の無彩色、地色を黄茶とすることが適切と考えます。」という内容でまとまりました。

地色につきましては、稲城市住所整理実施要領にて原則となる12色が定められており、住所整理地区市民検討会において協議を重ね、選択した次第でございます。

もう1つは、地域コミュニティに関するものです。「新設する町区域及び町区域の名称は、自治会等の地域コミュニティの区域とは別のものとして考えています。」という内容です。

一例を挙げますと、過去に、坂浜から若葉台に編入された地区では、その後も坂浜

自治会に加入している箇所がございます。また、近年は同一の地区であっても、規模の大きな分譲マンション等で一つの自治会を形成する事例もございます。このようなこともあり、南山一丁目から四丁目を設定したとしても、必ずしも自治会等の地域コミュニティをその区域ごとに組織しなければならないということではございません、ということです。

(資料スライド22) は、参考といたしまして、街区表示板と町名板・住居番号表示板のイメージでございます。

「次第3. 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理に関する検討結果について」に関する説明は、以上となります。

会長（松本委員）

ありがとうございます。
ただいま、説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

少し気になったのですが、(資料スライド12) に「住所整理アンケート」の地区別回答が掲載されていますが、D地区は23対18でほぼ半々の回答のように思えます。このような地区については、どのようにお考えになったかご説明いただけますでしょうか。

住所整理・団地再生係長

ご質問いただきましたように、単純に回答数のみで判断したわけではございません。アンケート結果はあくまでも参考として、住所整理地区市民検討会にて協議いたしました。地域の方々からご意見をいただいたなかで、回答結果に近い印象をお持ちである等のご意見もあり、そうした事情を勘案した上で、D地区は「新設する町区域」に含めるという方針といたしました。

原田委員

住所整理としては、D地区のみを外すということも考え難く、実際に「新設する町区域」を選択する方が多いことから、「新設する町区域」に含めることとしました。

会長（松本委員）

「現在の町の名称」を希望する方はご不満かなと心配に思いました。
百村などの「現在の町の名称」でなくなってしまう箇所があるわけですね。

住所整理・団地再生係長

百村の一部は「新設する町区域」に含めることとしていますが、百村という地名は残ります。

会長（松本委員）

町の名称にこだわりがある方もいらっしゃるのではと思い、確認させていただきました。

住所整理・団地再生係長

住所整理事業は、住所を分かりやすくする目的で実施しますので、町界としては土地の境ではなく、道路を使用する方が望ましいのではないかと、という議論もございました。

会長が懸念されている「現在の町の名称」を希望される方々のご意見につきまして、F地区の選択肢を検討する際に、自治会の方からも様々な意見をいただき、検討を重ねた上で、最終的にこのように決定した経緯がございます。

高橋委員

住所整理地区市民検討会には、この地区にお住まいの方もおり、様々な意見を交わしました。私は新たに引っ越してきた住民として、この地域をどうしていきたいかを考え、駅前の地区は、経済的な一体性を考慮した方が良いのではないかと意見しました。

他の委員からも様々な意見が出て検討し、大きな道路が通っていることや各地区におけるアンケート結果等を踏まえ、このような結果となりました。

- 会長（松本委員） 市民の方が納得するようなプロセスで、このような結果となったということを理解しました。
- 石黒委員 全体としてアンケートの回答率が1割程度。その6割、4割という回答結果に基づいて決定したと伺いましたが、今の説明を受け、地元の方々のなかで様々な議論があり、その内容を踏まえて決定されたということでしたので、民意は反映されていると思います。
- 住所整理・団地再生係長 補足となりますが、住所整理地区市民検討会での検討事項や住所整理の進捗状況等は、適宜、「住所整理ニュース」を発行し、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の方々にお知らせしております。
- 会長（松本委員） 住所整理審議会として、このような内容を確認することが重要と考えます。このほか、ご意見はございますか。
- 石黒委員 今回、住所整理の対象となる京王線以南地区というのは、京王線を含まないのでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 京王線を含むこととしております。
- 石黒委員 土地区画整理事業区域とは、違うということでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 細かく申し上げますと、稲城市住所整理実施要領において、鉄道の「上り方面に向かって左側」を町界とすることと定めています。このため、「新設する町区域」は京王線の鉄軌道用地を含めて区切る形となります。
土地区画整理事業区域は鉄道南側の土地の境で区切られていますので、そこから北側に伸ばした形となります。
- 石黒委員 坂浜の住所整理の際も、京王線の鉄軌道用地が他の土地をまたぐような箇所があり、その用地に合わせて町界を設定したと思います。
今回は、そのようなケースはないのでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 今回、基本的には鉄軌道用地を含めて町界を設定し、無地番地はその延長線の箇所等で区切る想定としています。
なお、一部箇所につきましては、事前に京王電鉄株式会社にも確認しております。
- 石黒委員 現在の土地を分筆する等の対応はないのでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 今のところ、そのような対応は考えておりません。
- 石黒委員 凹凸があるまま、町界とするのでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 多少の凹凸は生じますが、鉄軌道用地の北側を基本として、町界を設定します。
- 石黒委員 (資料スライド14) について、AとBの箇所はイメージが沸きましたが、Cの箇所について詳しく説明していただけますでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 Cの箇所でございますが、開発道路を挟んで4軒の住宅等が並んでいる状況です。このうち1軒のみが土地区画整理事業範囲内となっておりますが、この境で区切りますと、百村と「新設する町区域」の町界が分かりにくくなるのではないかと、という意見がありました。
このため、この4軒を対象にアンケートを実施し、意向を確認しました。結果とし

て、「新設する町区域」を希望される方2軒、「現在の町の名称」を希望される方1軒、「どちらでもよい」方1軒となりました。

これらの意向と稲城市住所整理基本方針を考慮し、開発道路の見通しで町界を区切り、「新設する町区域」を希望された2軒を範囲に含め、残り2軒を「現在の町の名称」である百村に残すことといたしました。

高橋委員

この箇所についても、住所整理地区市民検討会にて議論を重ねました。南西側が山になっていることもあり、皆さんにわかりやすいように「新設する町区域」の範囲を土地区画整理事業範囲からどこまで広げるかが論点となりました。土地区画整理事業範囲内の1軒のみ含めるのか、4軒すべてを含めるのか、開発道路の見通しで区切って2軒のみ含めるのかなど検討しました結果、このような形として落ち着きました。

石黒委員

図面だけではわからなかった部分が理解できました。

会長（松本委員）

よろしいですか。
ほかに、ご意見ございますか。

石黒委員

さきほどの（資料スライド14）の図面について、矢野口はつながっていますが、東長沼は分断され、飛び地となるのでしょうか。

住所整理・団地再生係長

稲城南山東部土地区画整理事業範囲の南側の東長沼については、ゴルフ場となっており、稲城市住所整理基本方針において、ゴルフ場は住所整理の対象外としております。このため、ご心配いただいておりますような、住居があつて飛び地になるというようなことにはなりません。一部、矢野口南側の箇所については、矢野口の住所整理を実施する際に改めて対応することとなります。

石黒委員

（資料スライド15）について、先ほどの説明でBの箇所は理解しました。また、E、F、Gの箇所もわかるのですが、Hの箇所は、道路で区切る方がわかりやすいと思います。「TOKYO GIANTS TOWN」として一体というのは分かるが、住所としては別でも良いのかなと思う。

住所整理・団地再生係長

Hの箇所につきましては、「TOKYO GIANTS TOWN」としての施設の性質等のほか、高低差のある地形を考慮しております。北側は非常に高低差のある緑地になっており、Hの箇所は道路を挟んで向かい側の「ジャイアンツタウン スタジアム」と同程度の高さとなっております。こうしたことを考慮し、調整した経緯がございます。

石黒委員

居住者が居るのであればわかるのですが、住所整理としてはここまで調整しないでもよいのではないかな、という印象があります。
「TOKYO GIANTS TOWN」西側、南山二丁目と南山三丁目の境でクランク状に線が引かれている箇所は、どのような切り方なのでしょうか。

住所整理・団地再生係長

基本的には、道路等で切ることとしております。この箇所は、トンネルがあることなどから、このような境となっております。

長坂委員

トンネルの出口の部分で、開渠のようになっているところです。

高橋委員

Hの箇所について、私も「住所整理地区市民検討会」において、同様の意見を申し上げました。道路で区切る方が、図形的にもきれいで、地図として平面で見るときに適切に思えます。しかし、商業施設としての利用見込みや、高低差がかなりあるため、

コミュニケーションという観点を考慮し、このような切り方となりました。

- 石黒委員 新しい町の名称として、「南山」が決まった経緯はアンケートも実施しており、問題ないと思います。「稲城市南山」となりますと、周辺で同様の町名を使用している事例などは無いでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 住所整理地区市民検討会において、公募結果を基にアンケートの選択肢となる案を選定する際に、近隣で同じような名称を使用している事例がないか、読みが違って同じ漢字を使っている事例が無いかなどを確認しました。
この結果、近隣では特に「南山（みなみやま）」という名称を使用している地域はないということを確認し、選定しております。
- 石黒委員 今後のスケジュールのなかで、稲城南山東部土地区画整理事業の換地処分に併せて実施とのことですが、この審議を急がなければならないといった状況は生じていないのでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 現時点では、令和9年度以降の実施を予定しております。
今の段階では、この審議を急がなければならないという状況もなく、作業を進めていけば十分に間に合うスケジュールとなっております。
- 石黒委員 仮に、令和9年度を換地処分だとすると、換地計画の認可がその1年前の令和8年度。令和7年度くらいには作業に入らなければならないと思いますが、それを踏まえても間に合うということでしょうか。
- 長坂委員 土地区画整理事業の造成作業が、令和7年度、令和8年度に大方終わる予定。最終的な目途をつけるのが、令和9年度頃と思う。
- 石黒委員 令和9年度よりも、換地処分が遅れるのでしょうか。
- 長坂委員 補助金を使用して事業を進めている。昨年度は補助金の対象が少なかったなどの事情もあるが、令和9年度に換地処分を実施できるように調整を進めている。
- 住所整理・団地再生係長 住所整理の部署といたしましても、土地区画整理事業の進捗に併せて令和9年度に住所変更を予定しております。
- 石黒委員 （資料スライド22）街区表示板のイメージ図について。稲城市では宅内建柱だと思うが、図では路内建柱となっている。誤解される可能性があるのではないのでしょうか。
- 住所整理・団地再生係長 イメージ図は、住所変更手続きの案内などで示す予定です。
いただいたご意見を参考にさせていただきます。
- 会長（松本委員） 稲城市としても無電柱化を推進しているため、電柱が当たり前のようにあるイメージ図は、誤解を招く可能性があるかもしれない。
- 住所整理・団地再生係長 住所整理地区市民検討会でも、街区表示板はどのような場所に設置するのかというご質問がありました。電柱がある場合は電柱に添架すること、また、土地区画整理事業範囲内には茶色の電柱が使用されていることを説明させていただきました。
また、電柱が無い箇所には、所有者の許可を得て擁壁やフェンス等に設置する旨、併せて説明をさせていただきました。
いただいたご意見につきましては、今後、配布する資料等の作成に際し、参考とさせていただきます。

- 高橋委員 補足として、私が気になったのは、住居番号表示板をどこに貼るのかというところ。宅配や救急車が混乱なくたどり着けるようになることが大切だと考えているため、家屋に貼ることを前提として、貼りやすい色を検討し、黄茶を選択しました。
- 会長（松本委員） 検討会では、景観や使い勝手を考慮して決められたということなのですね。
- 高橋委員 いくつか意見はありましたが、柔らかい色で表示しやすいものを選びたいという理由から、このような結果となりました。
- 会長（松本委員） 景観等は、資産価値にもつながりますよね。
先ほどのどこを町界とするのかという話について、現時点では問題が無くとも、地形地物で区切る方が良いと思います。
多摩ニュータウン地区では、開発等を行う際に、なぜここで切っているのかという疑問が生じている箇所があります。用途地域の指定など、その線に合わせるようになるため、様々な部分で影響を及ぼす可能性があると思います。
現時点では問題が無くとも、何十年か経ったときの建替えや大きな敷地の扱いを考慮し、地形地物の分かりやすい境とする配慮があった方が良いと思います。
- 住所整理・団地再生係長 参考までに、稲城市住所整理実施要領で定められている表示板の色、12色を表示いたします。
- 会長（松本委員） 市内で一色ではないのですね。
- 住所整理・団地再生係長 隣接する大字で同じ色を使用しないものとしております。
また、隣接している市など、例えば都県境を越えた際に異なる表示板の色とすることで、稲城市ということがわかるようにできれば、と考えています。
- 会長（松本委員） そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、「次第4 諮問『町区域の新設について』」を議題といたします。本件につきましては、市長から審議会に対する諮問となっております。
市から諮問をお受けしたいと思います。
- 住所整理・団地再生係主事 （ 諮 問 書 を 読 み 上 げ ）
- 都市建設部長 （ 諮 問 書 を 会 長 に 提 出 ）
- 会長（松本委員） 稲城市住所整理審議会条例第2条により、本審議会は、住所整理の実施等について、市長からの諮問に応じ、審議するものとなっております。
それでは本件につきまして、審議に入ります。
事務局から、説明をお願いします。
- 住所整理・団地再生係長 それでは、「次第4 諮問『町区域の新設について』」説明させていただきます。
内容といたしましては、先ほど説明させていただきました、「住所整理地区市民検討会」での検討結果、そして市長に報告された方針に基づいて、住所整理を実施してよろしいかどうか、ご意見を伺うものでございます。
南山一丁目から四丁目とすること、手法は町界町名地番整理を用いた住所整理とすること、実施の時期は稲城南山東部土地区画整理事業の換地処分に併せて実施すること、これらの内容で住所整理を実施してよろしいでしょうかという内容となっております。
スケジュールといたしましては、令和7年度には、本審議会での審議を経て、答申

をいただいた場合には、市議会への上程を予定しています。令和8年度以降に、現地調査等の作業に入りまして、令和9年度以降に、当該地域にお住まいの方を対象とした住所変更手続きに関する説明会を実施し、換地処分に併せて住所変更を実施する予定としております。

あくまでも現時点での予定となりますこと、ご了承いただければと思います。

説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長（松本委員）

ただいま、事務局から諮問についての説明がございました。
いかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

石黒委員

別図について、「新設する町区域」に京王相模原線が含まれているかが分かりづらいように思います。

住所整理・団地再生係長

京王相模原線との位置関係は、わかりやすい形に修正いたします。

会長（松本委員）

このほか、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（ 意 見 な し ）

今回の諮問に対する反対意見は無いということで、ご異議なければ、諮問のとおり異議がないものとして進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長（松本委員）

ありがとうございます。
それでは、この審議会としては、諮問のとおり意見なしということで進めたいと思います。

以上で、諮問事項についての審議を終了いたします。

次に、答申書を作成いたしますので、暫時休憩いたします。

（ 暫 時 休 憩 ）

会長（松本委員）

それでは再開したいと思います。
お手元に答申（案）が配布されております。事務局から朗読をお願いします。

住所整理・団地再生係主事

（ 答 申 書 を 読 み 上 げ ）

会長（松本委員）

この答申（案）について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（ 意 見 な し ）

よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問がないようでしたら、この形で答申書としたいと思います。

（ 答 申 書 を 都 市 建 設 部 長 へ 提 出 ）

それでは、本日の日程はこれですべて終了といたします。

以上を持ちまして、令和7年度第1回稲城市住所整理審議会を閉会いたします。